

令和元年7月 和水町農業委員会 総会 会議録

- 1 開催日時 令和元年7月10日(水) 午後1時30分から午後2時15分
- 2 開催場所 和水町三加和公民館 2階 研修室
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。(10名)  
会 長 1番 荒木 政士  
会長代理 2番 甲斐 正晴  
委 員 3番 平山 正光                   5番 有働 憲一                   6番 石原 由紀  
          7番 内田 耕臣                   8番 金栗 孝義                   9番 池田 好博  
          10番 亀崎世志矢               11番 上妻美津子
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。(1名)  
4番 本山 圭司
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。(14名)  
菊水中央区域 石原 武則  
菊水南区域 前淵慎一郎  
菊水東区域 川原 京一           庄山 慶司  
菊水西区域 坂本 正則           福永 泰信  
緑区域 竹下 周三           牛島 繁  
神尾区域 渡辺 秀敏           古閑原秀春           中畑 昇  
春富区域 三串 直人           柿原 学           渡辺 陽三
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。(3名)  
猪口 琢真   上田 憲一   上妻 芳樹
- 7 日 程  
1 開 会  
2 会議成立宣言  
3 会長挨拶  
4 議事録署名委員の指名  
5 議 事  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について  
6 報 告  
7 そ の 他  
8 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(2名)  
参 事 西川 佳孝  
参 事 庄山 桂太郎
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(1名)  
事務局長 松尾 修(兼庶務係長)

8. 会議の概要  
事務局 庄山

1 開 会

定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。まずは、元気な挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。

「こんにちは。」ご着席ください。

それでは、ただ今から、令和元年7月 和水町農業委員会総会を開会します。

本日、松尾局長は、個人的な用件により、出席できませんので、皆さんに、よろしくお伝えいただくよう、伝言を預かっています。

——— 資料の確認 ———

総会資料の表紙を、お開きください。

総会次第に沿って、進めさせていただきます。

事務局 庄山

2 会議成立宣言

和水町農業委員会会議規則第6条の規定に、「会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない」と謳ってあります。

本日は、11名中10名が出席ですので、本会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

荒木会長、挨拶をお願いします。

会長 荒木

みなさん、改めまして「こんにちは。」

——— 会長挨拶 ———

それでは、挨拶とさせていただきます。

事務局 庄山

荒木会長、どうもありがとうございました。

それでは、議事に移らせていただきます。

和水町農業委員会会議規則第4条の規定により、

「会長は会議の議長となり、議事を整理する。」と謳ってありますので、会長には、議事の進行をお願いします。

議長 荒木

4 議事録署名人の指名

それでは、議事の進行をさせていただきます。

まず、「議事録署名委員の指名」を行います。

和水町 農業委員会 会議規則 第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。

——— 異議なしの声 ———

議長 荒木

それでは、本日の議事録署名委員は、

9番 池田委員 10番 亀崎委員 に、お願いします。

5 議事

それでは、議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

農地法第3条の申請につきましては、審査基準項目ごとに、申請書に記載された内容及び現地確認等により、適合するか否か検討することとなっています。

適合するか否かの検討結果については、最後に説明させていただきます。

—— 事務局が、申請番号 28・～ 32 について説明 ——

申請番号 28 贈与  
申請番号 29 売買  
申請番号 30 贈与  
申請番号 31 売買  
申請番号 32 贈与

案件につきまして、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容、及び、現地確認等により、適合するか否か検討した結果を説明します。

一つ目が、「全部効率利用要件」です。

申請書に基づき、農業用機械、労働力、技術等から判断し、取得後において、耕作等の事業に供すべき農地等のすべてを、効率的に利用して耕作等の事業を行うものと見込まれます。

次に、「農作業常時従事要件」です。

申請書に記載された耕作の事業に必要な農作業の従事状況から判断して、基幹的な農作業に、常時従事するものと見込まれます。

次に、「下限面積要件」です。

申請番号31は、空き家に付属した農地の別段面積の1a以上を、それ以外は、農業委員会が定める30aを上回っています。

最後に、「地域との調和要件」です。

取得後においても、耕作の内容や農地の集団化、農作業の効率化など、地域との調和に支障が生じることはないと思われれます。

以上です。よろしくお願ひします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。  
議案第1号につきまして、何か質問等がありましたら、お願ひします。

—— 異議なしの声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。  
議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願ひします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。  
議案第1号については、原案のとおり決定しました。  
次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。

議長 荒木

申請番号13 について、事務局の説明をお願ひします。

事務局 西川

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。

—— 事務局が、申請番号 13 について説明 ——

申請番号13 所有権移転(売買)・運送業事業用地

申請添付書類につきましては、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願ひ

します。

——— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ———

譲受人は、町外で一般貨物自動車運送業を主として営業している会社で、頻繁に利用する高速道路のインターチェンジに近い申請地を、事業用地として転用されるものです。

申請地には、現在利用している事務所の移築と、大型トラック6台の駐車場と、その車両転回スペース等を計画してあります。

申請地は、道路より低いので、進入路と周囲の土地のバランスを考慮し、1m弱の盛り土を計画してあります。周囲との段差は土羽を打ち、法面は張芝を設けて、崩壊を防止されます。

給水については、敷地内にボーリングをし、排水は、合併浄化槽を設けて、浄化した後、南側の既存の側溝へ放流されます。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

続いて、「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は「残高証明書」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和元年12月25日までに完了予定ですので、確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、妥当な面積と思われます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 荒木

続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。  
申請番号13 について、甲斐会長代理 の報告をお願いします。

2番 甲斐代理

申請番号13について、2番 甲斐 が、報告します。  
7月4日に、事務局と私で、現地確認を行いました。  
申請地は、県道玉名山鹿線の高速道路をまたぐ諏訪原橋のすぐ北東にある畑で、保安全管理してありました。申請地の北側と東側に畑があります。  
申請地の北側に事務所を移築されますが、北側の境界から5m南側に、平屋建ての事務所を移築されるということで、周辺農地への日照・通風など、営農上の支障は無いと考えます。  
審議方、よろしく申し上げます。

議長 荒木

ありがとうございました。  
ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。  
議案第2号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

6番 石原委員

ここは県道から下の段になるが、見通しはいいのか？出入りが激しいところだと思うが。

事務局 庄山

直接県道に出るのではなく、南側の町道を経由して県道に出ますので、支障は少ないと見込まれます。

議長 荒木

無いようですので、採決をします。  
議案第2号にいて、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、

挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。  
議案第2号は 原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付します。

議長 荒木

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」を、議題とします。  
この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第3号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」です。

各申請の「経営面積」・「利用内容・賃借料・期間・区分・備考」については、総会資料のとおりですので、ご覧ください。  
「申請番号・土地の所在等・貸人・借人」のみ、読み上げます。  
借人・貸人の敬称は、略します。

—— 事務局が、申請番号 133～142 について説明 ——

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件」を満たしているものと考えます。  
以上です。よろしくをお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局から、議案第3号について説明がありました。  
議案第3号 について、何か質問等がありましたら、お願いします。

6番 石原委員

申請番号141について、利用内容は「保全管理」となっているが、どのような契約内容になっているのか？

事務局 庄山

当該申請地は長らく作付がなされていない土地なので、1年目は作付をせず土づくりを行うような計画です。2年目以降、土地の状態が良くなれば水田として耕作していくこととなります。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。  
議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。  
議案第3号については、原案のとおり決定しました。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

これで、すべての議事は終了しました。  
他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。  
無いようですので、進行を事務局へお返しします。

事務局 庄山

荒木会長には、議長を務めていただき、どうもありがとうございました。

## 6 報告

8 ページを、ご覧ください。

報告第1号「農地法第18条（通知）」ということで、農地の賃貸借の解約の通知になります。今回、解約が2件です。

9 ページを、ご覧ください。

報告第2号「農地改良届」です。

また、10 ページに、今回の案件の一覧表を掲載していますので、ご覧ください。

## 7 その他（連絡事項）

事務局から、事務連絡。

## 8 閉会

ご起立をお願いします。

これもちまして、令和元年7月 和水町農業委員会総会を、閉会します。

お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長

署名委員 9番

署名委員 10番

会議録調製者 庄山 桂太郎  
本誌（表紙除く） 7頁